

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第13号

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「年間（1月1日から12月末日までの期間をいう。）」を「1の年度」に、「年間合計数」を「1の年度の合計数」に改め、同条第6項中「前4項」を「前5項」に改める。

第17条第2項中「一日」を「1日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が特に必要と認めるときは、1時間を単位として受けることができる。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（上下水道局総務部職員課）